民法（債権法）改正の要綱仮案発表！
金融実務への影響はどうなる!?

ここでは、民法改正の要綱仮案の内容と金融実務への影響について、Q＆A形式で解説します。

●監修●
弁護士法人クレア法律事務所
弁護士　鈴木 俊

Q1
なぜ民法（債権法）が改正されるの？ 金融実務にどんな影響がある？

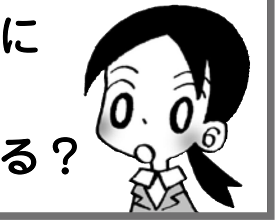

A 民法は、財産、契約などの規律、結婚、離婚、相続等について規定しており、私たちの生活に最も密着した法律といえます。

今の基本となる民法が施行されたのは100年以上前の1898年で、いくつかの改正を経ているものの、実質的な全面改正はなく、その内容は現在に合っていないところがあると指摘されてきました。そこで、実際の慣習や判例などを反映した法律とするため、2009年11月より、法務省法制審議会民法（債権関係）部会において改正に向けた作業が進められてきています。

2013年2月にかけては「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が決定、同年4月から6月にかけて募集されたパブリック・コメント等を踏まえて、今年8月26日に法制審議会のいわば最終意見となる要綱仮案が策定されました。

実務への影響は大きい

今回の民法改正の範囲ですが、第3編「債権」に、第1編「総則」の法律行為・期間の計算・時効も含まれているため、その量は膨大であり、実務への影響は大きいといわれています。

要綱仮案の中で、金融実務に特に大きな影響を与える事項としては、「債務保証（保証人保護の方策の拡充）」「債権譲渡（将来債権譲渡）」「債務引受」「消滅時効」などが挙げられます（これらについてはQ2以降で詳しく解説）。

今回の改正では、その他にも影響を受ける業務が複数ありますので、まず要綱仮案の内容を押さえておきましょう。

Q2
債務保証の規定で特に注視すべき点はどこ？ 実務はどうなるの？

A 「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」では、「保証人保護の方策の拡充」を謳っています。これは保証の規制強化といえる規定で、次の(1)～(4)で構成されています。融資担当者には特に重要な点ですので、ポイントを押さえましょう。

(1)個人保証の制限

事業のために借り入れる「主たる債務」について個人が保証する場合は、保証契約を結ぶ前に、原則として、公正証書を作成しなければならないとしています。契約日前1ヵ月以内に作成された公正証書で、保証人が保証債務を履行する意思を表示していなければ、保証契約はその効力を持たないということです。

ただし保証人が、主たる債務者である法人等の理事・取締役・執行役や、主たる債務者である個人事業主の共同経営者・事業に従事する配偶者などであれば、公正証書による保証意思の表示は必要ないとされています（図表1）。

したがって、要綱仮案どおりに改正されれば金融実務への影響は限定的な範囲にとどまるでしょう。

図表1　「個人保証の制限」の適用対象

- ▶主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者
- ▶主たる債務者が法人である場合のその総社員または総株主の議決権の過半数を有する者
- ▶主たる債務者が個人である場合の主たる債務者と共同して事業を行う者または主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

(2)契約締結時の情報提供義務

金融機関の場合、保証契約を締結する際には、保証人に対してその内容を説明し理解を得ることが求められます。一方、主たる債務者による保証人に対する説明はこれまで特に言及されていませんでした。

しかし要綱仮案では、主たる債務者が保証を依頼する個人に対して、「財産および収支の状況」「主たる債務以外の債務の有無ならびにその額・履行状況」「主たる債務の担保提供の内容」の情報を提供しなければならないとしています。

主たる債務者がこれらの説明をしなかったり、事実と異なる説明を行ったりして、保証の依頼を受けた人がその内容を誤解していた場合、当該保証契約は取り消すことができます。

債権者となる金融機関も、主たる債務者が保証人に対してきちんと説明したことを確認しなければ、後日、保証が取り消され保全不足になることも想定されます。

履行状況を保証人に伝える

(3)保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

保証人は自分が保証する主たる債務の内容に変更はないか、きちんと返済されているかどうかなどが気になるものです。

要綱仮案では、そうした保証人の気持ちに対応する形で、保証人が債権者に債務の履行状況に関する情報を提供することを請求した場合、遅滞なく答えることを明記しています。

(4)主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

主たる債務者が倒産の手続きに入ったり、返済不能に陥ったりしたときには、「期限の利益」を喪失します。この状況は保証人にとっても重大な事態であり、その後の保証債務の履行にあたってできるだけ早く知るべきことです。

そこで要綱仮案は、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は個人の保証人に対して、その旨を通知しなければならないとしています。主たる債務者が期限の利益を喪失したことを知ったときから2ヵ月以内に通知しなければならないと、期限も設けられています。

この期限内に通知を行わなかった場合は、保証人に対し、期限の利益を喪失したときからその旨を通知したときまでに生じた遅延損害金にかかる保証債務の履行を請求できないというペナルティも設けられています。

したがって、債権者である金融機関としては、期限の利益喪失時点で、債務者だけでなく、保証人にもきちんと通知する必要があるということです。

Q3
将来債権譲渡って何？　具体的に何ができるようになるの？

A 要綱仮案では、債権譲渡の項目において「将来債権譲渡」の規律が新たに設けられま